

三田市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (構造及び材質)</p> <p>第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>第11条～第33条 省略 (手数料)</p> <p>第34条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 第9条に定める指定給水装置工事事業者の<u>指定</u>については、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>指定給水装置工事事業者指定手数料</u> 10,000円</p> <p>3 省略</p> <p>第35条～第38条 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>政令第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (構造及び材質)</p> <p>第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条の基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>第11条～第33条 省略 (手数料)</p> <p>第34条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 第9条に定める指定給水装置工事事業者の<u>指定に係る手数料</u>は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>新規手数料</u> 10,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>更新手数料</u> 10,000円</p> <p>3 省略</p> <p>第35条～第38条 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>政令第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>